

世羅町から転出される方へ

- 新しい住所地に住み始めた日から「14日以内」に転入届を行ってください。
届をしないと住民登録がなくなるだけでなく、過料に処せられることがありますので、ご注意ください。
※ 代理の方が届出をされる場合は、新しい市区町村へお問合せください。
【転入届に必要なもの】
○転入される方全員のマイナンバーカード（お持ちの方のみ）
○転出証明書（マイナンバーカードをお持ちでない方） ○本人確認書類 ○市区町村によっては印鑑
 - 転出（予定）日以降は、世羅町に住所がないものとして取り扱うようになります。
 - 転出を取り止めたときは、速やかに転出証明書を持参して転出取消の手続きを行ってください。
 - マイナンバーカードをお持ちでない方で、転出証明書を紛失したときは再交付を申し出てください。
- ※ 市区町村によっては手続きが異なりますので新しい市区町村へお問合せください。
※ 「支所」欄の「○」は、せらにし支所で手続きできます。
※ 市外局番は全て（0847）です。

手続き	世羅町	新しい市区町村	主担当課 電話番号	支所
印鑑登録	廃止されるのでカードを返却してください。	必要な場合は、新たに登録してください。	本 庁 町民課 （町民係） 22-5302	○
マイナンバーカード	マイナンバーカードを申請中の方は転出予定日以降の受け取りができません。新しい市区町村で再度申請してください。	継続利用の手続きをしてください。		
マイナンバーカードの 公的個人認証サービス （電子証明書）	マイナンバーカードの署名用電子証明書は失効します。	希望される場合は、署名用電子証明書発行の手続きをしてください。		
婚姻届・離婚届出後すぐに転出する場合	戸籍受理証明の申請が必要な場合があります。	戸籍受理証明を取得した場合は提出してください。		
国民健康保険	国民健康保険被保険者証等（※）を返却してください。	新たに加入手続きをしてください。	世羅保健福祉 センター 健康保険課 25-0134	○
退職後に国民健康保険に加入する場合	退職日が転出日より過去の日にちの場合は、国民健康保険加入の手続きが必要です。 （社会保険等の任意継続を除きます。） 【持参物】 ○健康保険脱退証明 ○マイナンバーがわかるもの ○本人確認書類	新たに加入手続きをしてください。		
修学のために転出する場合	世羅町の国民健康保険に引き続き加入することとなります。 届出書を記入してください。 【持参物】 ○在学証明書又は学生証の写し ○国民健康保険被保険者証等（※） ○マイナンバーがわかるもの ○本人確認書類	—		

※被保険者証、資格確認書又は資格情報のお知らせ等

手続き	世羅町	新しい市区町村	主担当課 電話番号	支所
後期高齢者医療保険	【県内へ転出】	後期高齢者医療被保険者証等 （※）を提出してください。	世羅保健福祉 センター 健康保険課 25-0134	○
	【県外へ転出】 後期高齢者医療被保険者証等 （※）を返却してください。 負担区分等証明書を交付しま す。（健康保険課で申請してく ださい。） 【持参物】 ○後期高齢者医療被保険者証等 （※） ○本人確認書類 ○マイナンバーがわかるもの	負担区分等証明書を提出して ください。		
重度心身障害者医療費 受給者証	受給者証を返却し、届出書を記 入してください。	新しい市区町村へお問合せく ださい。		
乳幼児・こども医療費 受給者証	受給者証を返却し、届出書を記 入してください。	新しい市区町村へお問合せく ださい。		
ひとり親家庭等医療費 受給者証	受給者証を返却し、届出書を記 入してください。	新しい市区町村へお問合せく ださい。		
介護保険	介護保険被保険者証を返却して ください。 要介護認定を受けている場合 は、受給資格証明書を交付しま す。	要介護認定を受けている方は 受給資格証明書を提出し、申 請してください。	世羅保健福祉 センター 福祉課 25-0072	○
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手 帳	—	新しい市区町村へお問合せく ださい。 【持参物】 ○マイナンバーがわかるもの		
特別障害者手当 障害児福祉手当	住所変更届を記入してくださ い。	住所変更届を提出してくださ い。		
特別児童扶養手当	—	住所変更届、手当証書を提出 してください。		
自立支援医療（更生医 療、精神通院）受給者 障害福祉サービス受給 者	受給者証を返却してください。	新しい市区町村へお問合せく ださい。		

※被保険者証、資格確認書又は資格情報のお知らせ等

手続き	世羅町	新しい市区町村	主担当課 電話番号	支所
自立支援医療(育成医療)受給者・未熟児養育医療受給者	受給者証を返却してください。	新しい市区町村へお問合せください。	世羅保健福祉センター 子育て支援課 25-0295	—
児童手当	受給資格は消滅します。受給事由消滅届を提出してください。	児童手当認定請求が必要です。		○
児童扶養手当	住所(転出)変更届を記入してください。 【持参物】 ○手当証書	住所(転入)変更届を記入してください。 【持参物】 ○手当証書 ○マイナンバーがわかるもの		—
乳幼児の予防接種券・予診票 妊産婦・乳児一般健康診査受診票	—	新しい市町村で手続きをしてください。 【持参物】 ○母子健康手帳 ○マイナンバーがわかるもの ○予防接種券・予診票 ○妊産婦・乳児一般健康診査受診票		—
出産・子育て応援交付金(ギフト)	—	世羅町で未申請の場合は、新しい市町村で手続きをしてください。		○
原動機付自転車 農耕用等小型特殊自動車	廃車等の手続きが必要です。 【持参物】 ○ナンバープレート ○本人確認書類 ※第三者の場合は委任状が必要です。	ナンバー取得の手続きをしてください。	本 庁 税務課 (賦課係) 22-5300	○
軽自動車等の住所(定置場)変更	車種によって手続き先が異なりますので、お問合せください。	—		
世羅町に固定資産をお持ちの方	納税管理人の届出等は、ご相談ください。	—		
国民健康保険加入世帯の世帯主及び65歳以上の介護保険被保険者の方	町税及び介護保険料の還付金振込口座届を提出してください。 【持参物】 ○口座情報がわかるもの(通帳又はキャッシュカード等)	—		
広報せら等の配布	広報誌等の配布が不要になった場合は、企画課へお申出ください。	—	本 庁 企画課 (デジタル推進係) 22-3206	○
CATV(せらケーブルネット)の停止等	㈱MCATにお問合せください。 (☎ 0848-63-8600)	—		—

手続き	世羅町	新しい市区町村	主担当課 電話番号	支所
犬の転出	飼い主だけが転出し、犬は世羅町に残る場合は飼い主の変更届が必要です。	世羅町で交付された犬の鑑札を持参して、新しい市区町村で手続きをしてください。	本 庁 町民課 (環境整備係) 22-4513	○
防災行政無線戸別受信機の返却	世帯員全員が転出する場合は、防災行政無線戸別受信機を返却してください。 屋外アンテナを設置している場合は、アンテナ撤去日の調整が必要です。	防災行政無線戸別受信機は、世羅町以外の市町村では使用できません。	本 庁 総務課 (生活安全係) 22-1111	○
町営住宅の入居者	世帯の一部の人が転出される時は届出が必要です。 全員転出の場合、退居のための手続きが必要です。	—	本庁（南館） 建設課 (管理係) 22-5309	○
公立の小・中学校の児童生徒	学校で、転校用在学証明書・教科用図書給与証明書の交付を申請してください。	予め転出先の教育委員会へ転出児童生徒の入学期日、就学校についてご相談ください。 就学先学校が決定後、その学校へ在学証明書・教科用図書給与証明書を提出してください。	せら文化センター 学校教育課 22-0548	—
上水道	上水道の使用停止手続きが必要です。 【持参物】 ○印鑑	—	さかえ上水場 管理棟 広島県水道 広域連合企業団 (世羅事務所) 22-0533	○
下水道・農業集落排水	世帯全員が転出される場合、下水道、又は、農業集落排水の使用停止の手続きが必要です。 【持参物】 ○印鑑	新しい市区町村へお問合せください。	さかえ上水場管理棟 上下水道課 22-1189	○
浄化槽	浄化槽の休止（使用しない場合。）・管理者変更（住所変更）の手続きをしてください。	—		